

## 議事要旨

会合名：第14回 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

日時：2020年9月15日(火) 13:30~16:30

討議内容：

### 1. セキュリティ検討PTの進捗状況について

PT主査よりセキュリティ検討PTの進捗状況について報告があり、成果物の最終案は完了しているとのこと。特に質疑はなかった。

### 2. 成果物案(第二版)について

1) セキュリティに関する変更点について委員及び事務局から説明があり、議論を行った。表現についての質疑があったが原案通りとなった。

2) 3つの論点(プロジェクトマネジメント義務及び協力義務、契約における「重大な過失」の明確化、システム開発における複数の個別契約の関係)に関する変更点について専門委員から説明があり、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- “プロジェクトマネジメント”という言葉が何を指しているかという解釈がなるべく人によってぶれないようにしておきたい。
- ユーザは専ら上流工程で重たい責任を負うとか、ベンダは下流工程まで何もなくていいというような誤解を与えないような記載ぶりになりたい。
- システム開発におけるユーザ及びベンダの役割分担等は事案ごとに違うので、あまり過去の裁判例から抽象化をしない方がよく、裁判例を生々の形で照会すべきではないか。
- 全体的に、ユーザとベンダが対等な義務を負う、というところがしっかり書き込まれるべきだ。
- 中止提言をする場合、続行しても本稼働まで至ることがないという意味だと思うので、その前提が揃っているのであれば、ユーザとしてもプロジェクトを続けるメリットはないのではないか。
- 仮にユーザの個別契約の目的が達成できない場合に、ベンダに中止の提言をさせ、それにユーザが応じない場合にベンダからの解約を認める条項を入れるとして、ここでいう「ユーザの個別契約の目的が達成できない場合」というのがどういうことを指すのか逐条解説で説明した方がよい。

3) 再構築対応及び陳腐化対応に関する変更点について事務局から説明した。特に質疑はなかった。

### 3. 成果物案(第二版追補版)について

第二版追補版に関する変更点について専門委員及び事務局から説明があり、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- 追補版のセキュリティチェックシートについては十分見直しが出来ていないので、何らかの対応が必要ではないか。  
→新規作成したデフォルト緩和策を参照する記述に変更する。

### 4. 第一版及び追補版に記載されている検討課題の取扱いについて

第一版及び追補版に記載されている検討課題の取扱いについて事務局から説明があり、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- 残っている課題がいくつかあるが、どのように扱うのか。  
→別資料として残しておき、今後対応を考えるものとする。

### 5. 改訂にあたって

改訂にあたっての概説文書について専門委員から説明があり、議論を行った。記載内容について、委員よ

り修正した点の追記等を要望するコメントがあり、反映することとなった。

以上